



後期高齢者医療保険 被保険者^(※1)の皆さんへ

(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

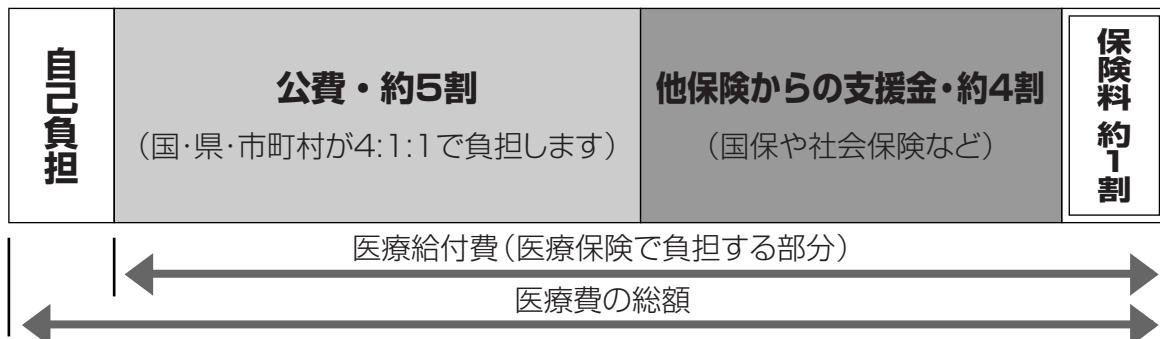
後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率が決まりました

被保険者均等割額	所得割率
56,000円	10.78%

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。基金を活用しながら将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、令和6・7年度の保険料率については、令和4・5年度の保険料率(被保険者均等割額 55,500円・所得割率10.50%)から引き上げることになりました。保険料は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和6年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月初旬に決定する予定です。



制度改正に伴い令和6年度は激変緩和措置があります

■後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、以下の2つで構成されています。

- ①均等割…全員に納めていただく定額部分(1人当たり56,000円)
- ②所得割…所得に応じて納めていただく部分(賦課のもととなる所得金額(※)×10.78%)
(※賦課のもととなる所得金額 = 令和5年中の総所得金額等 - 基礎控除額(43万円))

①所得割率の激変緩和措置

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割率が以下のとおりとなります。

所得割率	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	10.50%	10.01%	10.78%

②年間保険料の上限の激変緩和措置

令和6年度の1人当たりの年間保険料の上限は80万円です。

ただし、令和6年3月31日以前に75歳になられた方および、障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方は、上限額が以下のとおりとなります。

年間保険料 上限額	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	66万円		80万円

後期高齢者医療保険料 均等割額軽減に係る基準額が変わります

所得の低い方については、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減される制度があります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の所得要件が変更になります。

■均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度以降)
7割	43万円+10万円 ×(給与・年金所得者の数-1)以下	改正なし(左記と同じ)
5割	43万円+(被保険者数×29万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×29.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下
2割	43万円+(被保険者数×53.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	43万円+(被保険者数×54.5万円) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下

※令和6年度以降分の保険料について適用。令和5年度以前分の保険料については、従前の基準となります。

○お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合
本庁 住民課 国保係
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎088-821-4526
☎43-2800
☎55-3112

役場からのお知らせ

ねんきんコーナー

「国民年金保険料免除制度」について

国民年金の保険料は、月額16,980円(令和6年度)です。

20歳から満60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則10年(120月)あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付(一部免除)」が承認されます。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額がつきます。

◆免除などの申請期間

免除申請を希望する場合は、年金事務所や役場国民年金担当窓口で、基礎年金番号通知書または年金手帳をお持ちになり、手続きをしてください。

令和6年度の免除などの受付は7月1日から開始され、7月～令和7年6月までの期間を対象として審査します。なお、申請は原則として毎年度必要です。

◆退職(失業)による「特例免除制度」

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

◆若年者納付猶予制度

50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

◆学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要です。

免除の対象期間は、申請日が1月～4月の場合は、前年の4月からその年の3月までの期間となり、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります(4月は両期間申請が可能)。

また、平成26年4月から、(申請時点より)過去2年1ヶ月分の免除申請ができるようになりました。詳しくは、役場国民年金担当窓口または、年金事務所へお問い合わせください。

（円）「国民年金手続きの電子申請開始」について

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。対象手続きは下記(1)～(3)のとおりです。

(1) 国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更など)

(2) 国民年金保険料免除・納付猶予の申請 (3) 国民年金保険料学生納付特例の申請

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関などからのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

※電子申請を行うには、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。「利用者登録」には、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要となります。

手続きの方法については、黒潮町公式ホームページの国民年金ページもしくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

（円）新型コロナウイルス感染症の影響による、減収を事由とする国民年金保険料免除等の臨時特例措置が、令和4年度分の申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例申請手続きが、令和4年度分の申請をもって終了します。

なお、以下の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

- ・学生納付特例制度は、申請する月の2年1ヶ月前の月分から、令和6年3月分までの保険料
- ・保険料免除・納付猶予制度は、申請する月の2年1ヶ月前の月分から、令和6年6月分までの保険料

詳しくは、役場国民年金担当窓口または、年金事務所へお問い合わせください。